

中村特別支援学校いじめ防止基本方針

平成28年4月 1日 策定
令和 5年3月13日 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) いじめを防止するための基本的な方向性

子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、以下を基本理念とし、いじめを防止するための方向性を考える。

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(2) 中村特別支援学校いじめ防止基本方針

本校には肢体不自由の重度重複障害を有する子どもが多く在籍し、その子の身体的・言語的表現を教員がくみ取りそれに応えることが中心となる。そのやりとりを通じ、「だれもが」「安心して」「豊かに」という心的状態を実現し、その基盤の上にさらなる自己表現能力・コミュニケーション能力の育成を目指している。また同時に、子どもたちのこのような自己表現を見落とさず、くみ取ることのできる力が教職員には求められる。そのため、子どもたちが安心して活動に参加する経験を積み重ねること、自分が大切にされていると感じる経験を積み重ねることができるよう、個に応じた教育を行うとともに、教職員自身が自己の人権感覚を磨きながら日々の教育活動に取り組むように努めている。教職員は学級や学年での情報共有に努め、さまざまな視点をもって子どもたちとかかわるようにし、学校生活全般を通して、子どもが友だちや教職員とのかかわりの中で、「他者を感じる」機会を設け、思いに気づけるよう支援することで、いじめの防止にもつながると考える。

基本理念のもと、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図ることを目指すことを目的とする。

2 組織の設置および役割

(1) 組織の名称及び構成

- ① 名称 いじめ防止対策委員会
- ② 構成 校長 副校長 養護教諭 特別支援教育コーディネーター 人権推進委員

(2) 組織の役割

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、い

じめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

- (1) 子どもの健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- (2) 教職員の資質の向上
- (3) 保護者等を対象とした啓発活動
- (4) 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

4 その他

- (1) 組織的な指導體制を図る。
- (2) 校内研修の充実を図る。
- (3) 校務の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。
- (4) 地域や家庭との連携を図る。
- (5) 事案が発生した場合には、直ちに調査と関係機関への報告を行い、再発防止に努める。